

救急車によって搬送された方の数です。(自ら往診された方等は含みません。)
 ※熱中症傷病者の総数ではないのでご注意ください。
 ※数値は後日、修正されることもありますのでご了承ください

令和6年7月1日～7月31日

日付	搬送人員	男	女	年齢区分					初診時における傷病程度					発生場所ごとの項目(人)							
				新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	死亡	重症	中等症	軽症	その他	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(野外)	道路	その他
7/1	3	1	2	0	0	0	2	1	0	0	2	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0
7/2	12	9	3	0	0	0	1	11	0	0	7	5	0	6	1	1	0	0	0	1	3
7/3	24	15	9	0	0	1	7	16	0	2	9	13	0	11	3	1	0	0	3	4	2
7/4	18	12	6	0	0	0	3	15	1	1	5	11	0	9	1	1	0	0	2	2	3
7/5	18	10	8	0	1	3	2	12	0	0	8	10	0	8	1	0	3	1	1	4	0
7/6	40	22	18	0	2	1	4	33	1	3	20	16	0	24	1	0	0	2	4	5	4
7/7	47	28	19	0	0	4	9	34	1	2	19	25	0	24	0	1	0	3	3	8	8
7/8	31	18	13	0	0	0	15	16	0	1	17	13	0	18	3	0	0	5	0	3	2
7/9	17	10	7	0	0	0	3	14	1	1	9	6	0	9	0	0	0	0	2	5	1
7/10	19	8	11	0	0	0	3	16	0	1	10	8	0	15	0	0	0	1	0	2	1
7/11	4	2	2	0	0	0	1	3	0	0	2	2	0	3	0	0	0	1	0	0	0
7/12	6	3	3	0	0	0	0	6	0	1	4	1	0	5	0	0	0	1	0	0	0
7/13	4	3	1	0	0	0	0	4	0	0	3	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0
7/14	7	4	3	0	0	0	1	6	0	0	5	2	0	5	1	0	0	0	0	1	0
7/15	6	2	4	0	0	0	1	5	0	0	3	3	0	5	0	0	0	0	0	1	0
7/16	9	5	4	0	0	0	3	6	0	0	7	2	0	4	0	0	0	2	1	1	1
7/17	21	18	3	0	0	0	11	10	0	1	8	12	0	7	6	0	0	0	2	3	3
7/18	19	12	7	0	0	1	6	12	0	1	8	10	0	7	1	3	2	1	1	3	1
7/19	19	11	8	0	0	0	7	12	0	0	8	11	0	10	1	2	0	1	1	3	1
7/20	25	16	9	0	0	3	11	11	0	0	10	15	0	9	1	1	1	0	7	3	3
7/21	18	14	4	0	0	3	0	15	0	1	9	8	0	7	0	0	0	0	5	3	3
7/22																					
7/23																					
7/24																					
7/25																					
7/26																					
7/27																					
7/28																					
7/29																					
7/30																					
7/31																					
計	367	223	144	0	3	16	90	258	4	15	173	175	0	190	20	11	6	20	32	52	36
累計	512	314	198	0	5	35	124	348	4	17	241	250	0	244	27	20	14	28	57	75	47

- ・新生児とは、生後28日未満の者をいう。
- ・乳幼児とは、生後28日以上満7歳未満の者をいう。
- ・少年とは、満7歳以上満18歳未満の者をいう。
- ・成人とは、満18歳以上満65歳未満の者をいう。
- ・高齢者とは、満65歳以上の者をいう。
- ・死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
- ・重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
- ・中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のものをいう。
- ・軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
- ・その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものをいう。
- ・住居(敷地内全ての場所を含む)
- ・仕事場①(道路工事現場、工場、作業所等)
- ・仕事場②(田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
- ・教育機関(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
- ・公衆(屋内) 不特定者が出入りする場所の屋内部分
(劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
- ・公衆(屋外) 不特定者が出入りする場所の屋外部分
(競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
- ・道路(一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
- ・その他((上記に該当しない項目)